

香美市告示第83号

香美市制限付一般競争実施要綱第3条に規定する設計金額の区分による対象業者は、次の表に掲げるとおりとする。

平成27年4月7日

香美市長 法光院 晶一

香美市制限付一般競争入札実施基準

土木一式

設計金額（消費税含む）	対象業者
6000万円以上	原則として香美市内に建設業法第3条第1項の許可を受けている営業所(本店)を有する者で、香美市発注基準Aランクに格付けされている者
2000万円以上～6000万円未満	原則として香美市内に建設業法第3条第1項の許可を受けている営業所(本店)を有する者で、香美市発注基準A又はBランクに格付けされている者
500万円以上～2000万円未満	原則として香美市内に建設業法第3条第1項の許可を受けている営業所(本店)を有する者で、香美市発注基準A、B又はCランクに格付けされている者
130万円以上～500万円未満	原則として香美市内に建設業法第3条第1項の許可を受けている営業所(本店)を有する者で、香美市発注基準A、B、C又はDランクに格付けされている者

水道施設

設計金額（消費税含む）	対象業者
2000万円以上	原則として香美市内に建設業法第3条第1項の許可を受けている営業所(本店又は支店若しくは建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条で定めるこれに準ずるもの)を有する者で、香美市発注基準Aランクに格付けされている者
130万円以上～2000万円未満	原則として香美市内に建設業法第3条第1項の許可を受けている営業所(本店又は支店若しくは建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条で定めるこれに準ずるもの)を有する者で、香美市発注基準A又はBランクに格付けされている者